

株式会社ホテル秋田屋に対する再生支援決定について

2023年3月9日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、本日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社ホテル秋田屋（以下「再生支援対象事業者」という。）

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社みちのく銀行（以下「みちのく銀行」という。）

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間

2023年3月9日（木）から

2023年4月27日（木）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、全ての関係金融機関等に対して、上記4.に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利の行使を行わないよう要請しました。

6. 商取引債権の取り扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、抜本的な金融支援を依頼するものです。商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者が事業活動を行っている浅虫温泉は、青森市の奥座敷として近隣住民はもとより県外観光客も訪れる伝統的な温泉地であり、開湯800年超の歴史や陸奥湾に面した風光明媚なロケーション、また棟方志功などの芸術家ゆかりの地としても地域観光の振興に貢献しています。再生支援対象事業者は、この温泉地の旅館群の一員として重要な宿泊機能等のサービスを提供しており、地域経済の活性化に寄与しています。

また、再生支援対象事業者は、機構関与の下、当該温泉地の他の旅館事業者その他の地元企業、地元金融機関であるみちのく銀行及び株式会社青森銀行とともに、観光地経営会社を設立し、旅館事業者における管理業務の効率化や地域全体の集客力を上げるためのイベントやマーケティング等に係る業務を実施することを予定しており、新たな取組みも進めていきます。

よって、今般の機構による支援は十分な意義が認められるものと考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、関係金融機関等の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施し、さらに、再生支援対象事業者に対して2億2750万円の融資を行い、経営人材等の派遣を行うことによって、再生支援対象事業者の再成長局面を支えます。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以 上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要 (2022年11月現在)

① 再生支援対象事業者	株式会社ホテル秋田屋
② 本社所在地	青森県青森市大字浅虫字蛸谷 293 番地 12
③ 設立年月	2010年5月
④ 資本金	1百万円
⑤ 株式	発行可能株式総数 1万株 (普通株式) 発行済株式総数 100株 (普通株式)
⑥ 事業内容	温泉旅館の経営
⑦ 従業員数	37名 (パート、アルバイト含む。)
⑧ 主な事業所	本社所在地に同じ
⑨ 取引銀行	みちのく銀行ほか
⑩ 事業規模 (2021年12月期)	売上高: 113百万円 総資産: 233百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、景気低迷や旅行形態の変化による団体客の減少等により宿泊客数が減少傾向となっていた一方、必要な設備投資が遅れ、収益改善に向けた有効な施策を実施することができませんでした。これに加えて、2020年春頃から、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、営業赤字幅がさらに拡大し、大幅に財務内容を毀損することになりました。

以上の経緯から、再生支援対象事業者の事業を抜本的に再建するためには、信用面及び事業面での支援が必要であると判断し、主要行であるみちのく銀行と協議の上、機構に再生支援の申込みをするに至りました。

第3 事業計画の概要

1. 事業計画の基本方針

再生支援対象事業者は、機構及びみちのく銀行より経営人材の派遣を受け、施設コンセプトの再定義と集客強化及び利益改善の全体戦略の明確化、維持管理及び戦略実行のための設備投資、料理及び接客サービスの改善、マーケティング及び販売促進強化を行うことで安定した収益力の確保を図ります。

2. 企業再編等

本事業再生計画においては、既存株主から株式の無償譲渡を受け、機構及びみちのく銀行が全ての議決権獲得します。

また、機構は、再生支援対象事業者に対し、必要な設備投資や収益改善施策の実施のため、2億2750万円の融資を行います。

再生支援対象事業者は、他の旅館事業者その他の地元企業、地元金融機関であるみちのく銀行及び株式会社青森銀行とともに、観光地経営会社を設立します。

3. ガバナンス体制等

再生支援対象事業者は、機構及びみちのく銀行から経営管理に精通した人材を役員として派遣を受けることで、経営管理体制の強化を図ります。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社地域経済活性化支援機構 <https://www.revic.co.jp/>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0304／03-6266-0310